



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### 2014 年から新たに義務化された 1042-S の 電子報告について

アメリカ

2015 年 4 月 20 日

デロイト トーマツでは、QI (Qualified Intermediary: 適格仲介人: 以下「QI」)) として活動する日本の金融機関約 100 社分の様式 1042、1042S 作成のサポートを行っており、2014 年分もおおむね無事完了することができた。2014 年報告では、1042S の電子申告が義務化されたことと、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」) 対応のため 1042S の記載内容が大幅に変更されたことから、一部の金融機関では、適切な対応が行われていないケースもあるようなので、主な注意点を記載する。

#### 1. 電子情報申告提出制度 (FIRE システム)

2014 年 1 月 1 日より、様式 1042S にて内国歳入法第 3 章 (既存の QI 制度) または第 4 章 (FATCA 制度) に基づく支払の報告を義務付けられる“金融機関”は、報告枚数にかかわらず、様式 1042S Copy A を電子的に IRS (Internal Revenue Service: 米国内国歳入庁: 以下「IRS」) へ提出しなければならない。このルールは 2014 年の様式 1042S インストラクション 1 ページ目に明記されているが、誤って従来どおり紙ベースで作成した様式 1042S Copy A を IRS へ郵送している金融機関もあるようだ。

<2014 年度様式 1042S Filing Instruction 抜粋>

**Electronic filing requirement for financial institutions.** Beginning January 1, 2014, financial institutions that are required to report payments made under chapters 3 or 4 must electronically file Forms 1042-S (regardless of the number of forms to file). See the instructions under [Electronic Reporting](#), later.

電子申告には IRS が運営するウェブサイト、FIRE (Filing Information Returns Electronically) システムを使用することとなるが、使用には事前 (通常 30 日から 45 日ほど前) に使用許可の申請が必要となるため、提出期限ぎりぎりに電子申告の義務化に気が付いたとしても、自社対応する場合には間に合わない。電子申告を行わない金融機関には、罰則金が課せられる可能性があることについてもインストラクションには明記されている。FIRE システムでは申告書提出後 5 営業日以内に送信状況を確認することができる。IRS は不備のある申告について、その旨を直接提出者へ通知しないため、提出者は自ら電子申告の状況および完了を確認する必要がある。

#### 2. FATCA 報告に対応した様式 1042-S への変更

2014 年度様式 1042S は第 3 章により報告が義務付けられる支払に加え、第 4 章に基づき源泉徴収される支払の報告にも対応できるように様式が大幅に改定されている。例えば、前年まで使用されてい

た第3章の所得コードおよび免除コードの変更に  
加え、当該支払は第4章で非課税となる理由を意味す  
る免除コードの記載が原則必須とされた。新様式の  
記載には、QI制度だけではなくFATCA制度の理解  
が求められる。

また、源泉徴収者(Withholding Agent)および支払  
受取人(Recipient)の第3章および第4章ステー  
タスコードの記載、GIIN(Global Intermediary  
Identification Number: グローバル仲介人識別番  
号: 以下「GIIN」)の記載(保有している場合のみ)が  
必要となる。

QIである金融機関は、原則、米国源泉所得の支払  
を他の金融機関に行う場合には、2014年末までに  
新様式W-8IMYを入手する等によりFATCAステー  
タスやGIINの確認が必要となるが、一部のQIでは、  
それらの対応を適切に行っておらず、様式1042S  
において必要項目の記載漏れや誤った記載が散見  
された。

## おわりに

デロイト トーマツでは、IRSが公表する情報は必ず  
チェックし、適切なコンプライアンスのサポートを行っ  
ている。また、2014年以前より多数の金融機関に  
対して1042Sの電子申告を代行していたため、本  
年の電子申告においても特段大きな問題もなくすべ  
ての電子申告を4月15日までに完了することがで  
きた。

今後、電子申告を行っていないQIに対して、IRSか  
らNoticeが発行されることが想定されるが、Notice  
を受け取った場合には、迅速かつ適切に対応するこ  
とが必要となる。放置した場合には、QI契約の破棄、  
さらにはFATCA上も不参加金融機関とみなされる  
リスクがあるため、十分な注意が必要となる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

| 税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク |  |  |
|------------------------|--|--|
| パートナー                  | 前田 幸作  | <a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>   |
| シニアマネジャー               | 秋葉 奈緒子   | <a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>     |
| マネジャー                  | 榎本 純子  | <a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a> |
| 所在地                    | 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階  |  |
| Tel                    | 03-6213-3800(代)  |  |
| email                  | <a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>                         |  |
| 会社概要                   | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>             |  |
| 税務サービス                 | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a> |  |

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。